#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 3 年 5 月 2 4 日現在

機関番号: 14401

研究種目: 研究活動スタート支援

研究期間: 2019~2020 課題番号: 19K23220

研究課題名(和文)Bargaining with Delay in Litigation

研究課題名(英文)Bargaining with Delay in Litigation

研究代表者

高橋 秀典 (Takahashi, Hidenori)

大阪大学・国際公共政策研究科・准教授

研究者番号:80839796

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文):裁判の遅延は、和解交渉における訴訟当事者間の交渉力の優位性を歪め、司法制度の機能を低下させる。本研究では、裁判の遅延が、和解までにかかる時間への影響を推定した。裁判遅延がもたらす影響は、被告が責を負うか否かであるかによって異なる影響があることを実証的に示した。本研究での実証結果を説明可能な経済モデルは既存文献に存在しないため、実証結果に整合的な動学的交渉モデルを構築、定式化した。裁判の遅れによって有責である被告を除く当事者が全て不幸になることを示し、「裁判の遅延は正義の否定に等しい(Justice Delayed is Justice Denied)」という法の格言を経済モデルを用いて示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 まず、本研究は裁判の遅延と訴訟の結果の間の因果関係を示した最初の研究である。裁判の遅延は交渉における 交渉力のバランスを乱し、交渉のタイミングだけではなく社会厚生への影響が懸念される。裁判の遅延の問題が 長期にわたって論議されていることと、この問題が米国だけの問題ではないことから、このような研究の価値は 高いと言える。また、実証結果に基づいた理論研究は著者が知る限りにおいて既存文献には存在しないため、本 研究ではエビデンスに基づいた訴訟交渉モデルを構築する。

研究成果の概要(英文): Delayed justice jeopardizes the function of the judicial system, distorting the preponderance of bargaining powers among litigants in settlement negotiation. We empirically demonstrate that delayed justice leads to heterogeneous timings of settlements depending on whether a defendant is liable. We develop a dynamic bargaining model that matches our empirical findings. All participating parties but liable defendants are shown to be worse off as a result of delayed justice, explicating the legal maxim: justice delayed is justice denied.

研究分野: 実証産業組織論

キーワード: 訴訟 交渉

#### 1. 研究開始当初の背景

本研究では、民事訴訟における裁判の遅延が訴訟の交渉結果と効率性に与える影響を実証的に分析する。民事訴訟においては、係争中に当事者間で交渉が行われ、和解が成立しなければ最終的に訴訟の結論は裁判所の判決に委ねられる。しかし、係争の当事者によって裁判が申請されてから実際に裁判が執り行われて結審するまでに長い時間を要することが多いため、結果として訴訟プロセス全体にかかる時間は膨大なものになる。米国のケースを例にとると、複雑なケースでは和解や判決に至るまでに十年かかることも少なくない。このような裁判の遅延は、裁判所が取り扱う訴訟の多さと裁判官の不足に起因していると言われており、関係者すべての時間コストを増大させることから、重要な社会経済的な問題として広く議論の対象となっている。しかし一方で、裁判の遅延が実際に訴訟プロセス全体にどのような影響を与えているか、効率性を損なっているかは必ずしも明らかではない。例えば、原告と被告が裁判の遅延を予見すれば、訴訟の初期段階での和解が双方にとってより望ましくなるため、結果として早期の和解をもたらすことも考えられるからである。

### 2. 研究の目的

本研究の目的を以下に纏める。(1)本研究は、裁判の遅延と訴訟の結果の間の因果関係を示した最初の研究である。裁判の遅延の問題が長期にわたって論議されていることと、この問題が米国だけの問題ではないことから、このような研究の価値は高いと言える。(2)訴訟当事者が裁判を遅らせるインセンティブを詳細なデータを使い明らかにする。本研究で扱うデータには、訴訟中に起きた事柄に加えて、訴訟当事者が、いつ、どういう行動をとったかなどの詳細な情報が記載されている。特に裁判がいつ行われたかについてのデータは経済的な実証研究では過去に使用された例がなく、その情報を用いて訴訟当事者のインセンティブを明らかにすることは斬新である。最後に、実証結果に基づいた理論研究は著者が知る限りにおいて既存文献には存在しないため、本研究ではエビデンスに基づいた訴訟交渉モデルを構築する。

#### 3. 研究の方法

米国における医療過誤に関する訴訟データを用い、裁判の遅延が訴訟プロセスに与える影響を実証的及び理論的に検証する。(1)裁判の遅延が訴訟の結果に及ぼす影響を推定する。具体的には、裁判所の取り扱っている案件の数によって引き起こされる遅延が個々の訴訟にとっては外生的であることに着目し、その遅延と訴訟結果の間の因果関係を明らかにする。(2)裁判の遅延の効率性への影響を推定するため、動学的な交渉モデルを構築し、それをフロリダ州のマイクロデータを用いて構造的に推定する。与えられたパラメータのもとで交渉モデルを解くことによって、外生的な変数(主に裁判の遅延)と内生的な変数(主に和解の確率、和解までの平均的な時間など)の間の理論的な関係が予測される。直感的には、この理論的な関係とデータ中に観察される実際の関係が近くなるようにパラメータが推定される。最後に、推定されたモデルとシミュレーションを用いて、裁判の遅延の変化がどのように訴訟プロセス全体に影響を与えるかを分析する。

### 4. 研究成果

裁判の遅延は、和解交渉における訴訟当事者間の交渉力の優位性を歪め、司法制度の機能を 低下させる。本研究では、裁判の遅延が、和解までにかかる時間への影響を推定した。裁判の遅 延がもたらす影響は、被告が責を負うか否かであるかによって異なる影響があることを実証的 に示した。本研究での実証結果を説明可能な経済モデルは既存文献に存在しないため、実証結果 に整合的な動学的交渉モデルを構築、定式化した。本研究では、米国州裁判所における取り扱い 案件数の急増が医療訴訟における和解のタイミングにどう影響するか検証した。 結果として、賠 償金が支払われた案件では和解のタイミングが早まり、一方で不起訴・棄却された案件では和解 のタイミングが遅れることがわかった。この実証結果は、一見すると原告側の交渉力が強まって いるように見え、非直感的である。なぜなら、裁判の遅延により交渉上有利になるのは被告側で あり、原告側が有利になるとは考えにくいからである。続いて訴訟の動学的交渉モデルを構築、 定式化することで、上記実証結果を経済モデルを用いて説明した。このモデルでは、原告は係争 中に「諦める」ことが可能であり、被告は「放棄する」ことが可能である。これら選択を可能に することにより、訴訟の棄却が一意に決定する混合戦略均衡が生じ、上記実証結果を説明可能と した。この理論的結果の直感的説明は以下となる。裁判の遅延は原告を頑固にし、諦めにくくな る。有責である被告は原告が諦めない事を悟り早期に支払い請求に応じて和解する。責を負わな い被告は放棄することはないため、原告が諦めにくくなる事により支払いが発生しない案件で は和解のタイミングが遅れる。原告が諦めにくくなるのは被告が有責であるというビリーフが 強くなるから(ある係争中の一時点に達している事自体が被告に責があるという信念を形成す るから)である。裁判の遅延は原告を頑固にし、粘り強くすることから責を負わない被告に不利 益を与え、原告自身も不利益を被る。一方、責を負う被告に関しては早期に放棄することから同 等の被害は被らない。本研究では、裁判の遅延は責を負う被告を除くすべての訴訟当事者に損害を与え、「裁判の遅延は正義の否定に等しい(Justice Delayed is Justice Denied)」という法の格言と一致する事を示した。

#### 5 . 主な発表論文等

「雑誌論文 〕 計1件(うち査請付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件)

「推認論又」 計「什(つら直説的論文 「什)つら国際共者 「什)つらオーノファクセス 「什)	
1.著者名	4 . 巻
Hidenori Takahashi	12
2.論文標題	5 . 発行年
Fighting Bundles: The Effects of Second Degree Price Discrimination	2020年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
American Economic Journal: Microeconomics	156-87
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.1257/mic.20180303	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	該当する

	〔学会発表〕	計1件(うち招待講演	0件 / うち国際学会	1件)
--	--------	------------	-------------	-----

1	発表者名

Hidenori Takahashi

## 2 . 発表標題

Bidding for Contracts under Uncertain Demand: Skewed Bidding and Risk Sharing

### 3.学会等名

Econometric Society, Asian Meeting (国際学会)

## 4.発表年

2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6.研究組織

6.	. 研究組織		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

# 7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------